

平成29年度〔第1四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

教育委員会

(注)※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
教育総務課	県立学校警備業務委託	県立学校機械警備委託業務	平成29年4月1日 ~ 平成30年3月31日	セコム株式会社	13,987,728	警備機器が業者ごとに異なり、現行業者以外では機械警備業務ができず、業者を変更しようとすると、新たに機器の撤去および設置費用が必要なため。	2	3イ
びわ湖フロー ティングスクール	運航管理委託	学習船「うみのこ」の運航 管理業務	平成29年4月1日 ~ 平成30年3月31日	琵琶湖汽船株式会社	110,447,276	委託先が次の条件を満たす唯一の業者であるため ・北湖、南湖を含むびわ湖一円で大型船の運航実績を有する ・寄港地活動や乗下船を行うための棧橋をびわ湖一円に保有している。 ・「うみのこ」の母港である大津港に本社を有し、荒天時や緊急時に際して当所と迅速かつ緊密な連絡、連携が可能である	2	3イ
びわ湖フロー ティングスクール	給食業務委託	学習船「うみのこ」船内での給食提供業務	平成29年4月1日 ~ 平成30年3月31日	琵琶湖汽船株式会社	45,950,220	委託先が次の条件を満たす唯一の業者であるため ・運航管理委託業者と同一で船内事情を熟知し、年間を通じて船内宿泊勤務が可能な体制をもっている ・「うみのこ」の母港である大津港に近接して陸上施設を有し、物資の搬入搬出、残飯やごみ処理が迅速に行える ・「うみのこ」の母港である大津港に本社を有し、荒天時や緊急時に際して当所と迅速かつ緊密な連絡、連携が可能である	2	3イ
びわ湖フロー ティングスクール	公式ウェブサイト再構築・運用保守委託	公式ウェブサイトの再構築 および運用保守業務	平成29年6月28日 ~ 平成31年3月31日	アイズ株式会社	6,264,000	本業務はウェブサイトの運用性や操作性、サーバの設置状況など、技術力やセキュリティなどの要素を評価する必要があり、競争入札に適さないことから、プロポーザル方式により契約の相手方を選定したため * 長期継続契約	2	4
特別支援教育課	スクールバス運行管理業務委託	県立特別支援学校1校10台のスクールバスの運行管理業務委託	平成29年4月1日 ~ 平成30年3月31日	株式会社ジャパン・リリーフ関西滋賀支店	73,872,000	一般競争入札に付したが予定価格超過のため、再度の入札に付しても落札者がいなかったため。	8	

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
特別支援教育課	スクールバス運行管理業務委託	県立特別支援学校1校2台のスクールバスの運行管理業務委託	平成29年4月1日 ~ 平成30年3月31日	江若交通株式会社	15,908,400	一般競争入札に付したが予定価格超過のため、再度の入札に付しても落札者がいなかったため。	8	
生涯学習課	滋賀県学習情報提供システム整備事業運用業務委託	滋賀県学習情報提供システム整備事業運用業務	平成29年4月1日 ~ 平成31年3月31日	キシステム株式会社	7,050,240	一般競争入札に付したが予定価格超過のため、再度の入札に付しても落札者がいなかったため。 * 長期継続契約	8	
図書館	受電所電気設備等保守管理業務および環境衛生管理業務委託	受電所電気設備等保守管理業務および環境衛生管理業務	平成29年4月1日 ~ 平成31年3月31日	株式会社光ビルサービス	16,848,000	一般競争入札に付したが予定価格超過のため、再度の入札に付しても落札者がいなかったため。 * 長期継続契約	8	
文化財保護課	滋賀県埋蔵文化財センター管理運営委託	滋賀県埋蔵文化財センター管理運営業務	平成29年4月1日 ~ 平成30年3月31日	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	26,115,480	滋賀県埋蔵文化財センターは、埋蔵文化財の保存、活用、調査、研究、資料収集および整理、収蔵および保管、啓発を所掌する県の機関である。 他方、公益財団法人滋賀県文化財保護協会は、県下の歴史上、芸術上または学術上価値の高い文化的所産の調査、研究、保護、活用を目的に設立された公益的団体であり、県が実施主体となる埋蔵文化財の発掘調査を委託できる唯一の団体である。 このため出土遺物の保存、活用等の業務を行う埋蔵文化財センターの業務を含む発掘から保存、活用に至るまでの一連の業務を一体的に行い、効果的・効率的に実施することができる唯一の団体である。	2	3イ
文化財保護課	滋賀県立琵琶湖文化館管理委託	滋賀県立琵琶湖文化館管理業務(休館後の収蔵機能の維持管理、他の公立博物館等での公開展示支援、普及啓発事業等)	平成29年4月1日 ~ 平成30年3月31日	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	22,613,000	公益財団法人滋賀県文化財保護協会は、県下の歴史上、芸術上または学術上価値の高い文化的所産の調査・研究・保護・活用を目的に設立された団体であり、県立琵琶湖文化館、県埋蔵文化財センター、県立安土城考古博物館などの文化財関係施設等を管理してきた実績を有している。また、当協会の学芸員は琵琶湖文化館の約9,000点の国宝や重要文化財を含む美術工芸品を取り扱うことができ、収蔵状況を熟知している。このことから、公益財団法人滋賀県文化財保護協会が唯一この業務を行うことができる団体である。	2	3イ

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
文化財保護課	琵琶湖文化館機能移転 準備事業委託	新生美術館への琵琶湖文 化館機能移転準備業務	平成29年4月1日 ~ 平成30年3月31日	公益財団法人滋賀県 文化財保護協会	12,503,160	琵琶湖文化館機能移転準備事業は、新生美術館 への琵琶湖文化館の機能を円滑移転するため、 収蔵品の整理点検などの準備を行うものである。 公益財団法人滋賀県文化財保護協会の学芸員 は琵琶湖文化館の国宝や重要文化財を含む約 9,000点の美術工芸品を熟知している。このこ とから、公益財団法人滋賀県文化財保護協会が唯 一この業務を行うことができる団体である。	2	3イ
文化財保護課	埋蔵文化財発掘調査委 託(番場遺跡・播沢遺 跡)	埋蔵文化財発掘調査委託 業務(番場遺跡・播沢遺 跡)	平成29年4月3日 ~ 平成30年3月26日	公益財団法人滋賀県 文化財保護協会	24,023,520	埋蔵文化財の価値には高い公共性があり、発掘 調査は公共機関もしくは公的機関が実施すること となっているが、県教委にはその体制がなく、県 下では公益財団法人滋賀県文化財保護協会が 唯一この業務を行うことができる団体である。	2	3イ
文化財保護課	埋蔵文化財発掘調査委 託(三津屋遺跡)	埋蔵文化財発掘調査委託 業務(三津屋遺跡)	平成29年4月3日 ~ 平成30年3月30日	公益財団法人滋賀県 文化財保護協会	20,513,520	埋蔵文化財の価値には高い公共性があり、発掘 調査は公共機関もしくは公的機関が実施すること となっているが、県教委にはその体制がなく、県 下では公益財団法人滋賀県文化財保護協会が 唯一この業務を行うことができる団体である。	2	3イ
文化財保護課	埋蔵文化財整理調査委 託(上御殿遺跡)	埋蔵文化財整理調査委託 業務(上御殿遺跡)	平成29年4月3日 ~ 平成30年3月30日	公益財団法人滋賀県 文化財保護協会	27,730,080	埋蔵文化財の価値には高い公共性があり、発掘 調査は公共機関もしくは公的機関が実施すること となっているが、県教委にはその体制がなく、県 下では公益財団法人滋賀県文化財保護協会が 唯一この業務を行うことができる団体である。	2	3イ
文化財保護課	埋蔵文化財発掘調査委 託(蜂屋遺跡)	埋蔵文化財発掘調査委託 業務(蜂屋遺跡)	平成29年4月3日 ~ 平成30年3月30日	公益財団法人滋賀県 文化財保護協会	38,240,640	埋蔵文化財の価値には高い公共性があり、発掘 調査は公共機関もしくは公的機関が実施すること となっているが、県教委にはその体制がなく、県 下では公益財団法人滋賀県文化財保護協会が 唯一この業務を行うことができる団体である。	2	3イ
文化財保護課	埋蔵文化財整理調査委 託(蜂屋遺跡)	埋蔵文化財整理調査委託 業務(蜂屋遺跡)	平成29年4月3日 ~ 平成30年3月30日	公益財団法人滋賀県 文化財保護協会	6,423,840	埋蔵文化財の価値には高い公共性があり、発掘 調査は公共機関もしくは公的機関が実施すること となっているが、県教委にはその体制がなく、県 下では公益財団法人滋賀県文化財保護協会が 唯一この業務を行うことができる団体である。	2	3イ

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
文化財保護課	埋蔵文化財整理調査委託(金森西遺跡)	埋蔵文化財整理調査委託業務(金森西遺跡)	平成29年4月3日 ~ 平成30年3月30日	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	6,397,920	埋蔵文化財の価値には高い公共性があり、発掘調査は公共機関もしくは公的機関が実施することとなっているが、県教委にはその体制がなく、県下では公益財団法人滋賀県文化財保護協会が唯一この業務を行うことができる団体である。	2	3イ
文化財保護課	埋蔵文化財整理調査委託(賀田山遺跡)	埋蔵文化財整理調査委託業務(賀田山遺跡)	平成29年4月3日 ~ 平成30年3月30日	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	8,190,720	埋蔵文化財の価値には高い公共性があり、発掘調査は公共機関もしくは公的機関が実施することとなっているが、県教委にはその体制がなく、県下では公益財団法人滋賀県文化財保護協会が唯一この業務を行うことができる団体である。	2	3イ
文化財保護課	埋蔵文化財整理調査委託(塩津港遺跡)	埋蔵文化財整理調査委託業務(塩津港遺跡)	平成29年4月3日 ~ 平成30年3月30日	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	16,671,960	埋蔵文化財の価値には高い公共性があり、発掘調査は公共機関もしくは公的機関が実施することとなっているが、県教委にはその体制がなく、県下では公益財団法人滋賀県文化財保護協会が唯一この業務を行うことができる団体である。	2	3イ
文化財保護課	開館25周年安土城考古博物館所蔵品再生展示事業業務委託	安土城考古博物館における所蔵品再生展示業務委託	平成29年4月13日 ~ 平成30年3月31日	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	5,100,000	安土城考古博物館の収蔵品を再生して展示公開する事業であるため、館蔵品の保存状態を熟知し、修理再生の設計監理ができ、かつ美術工芸品の移動や展示取扱いに長じた学芸員が必要となる。 こうした学芸員は公益財団法人滋賀県文化財保護協会に所属しており、事業を任せることができる者が同協会の他に存在しない。	2	3イ
文化財保護課	埋蔵文化財発掘調査委託(椿谷遺跡)	埋蔵文化財発掘調査委託業務(椿谷遺跡)	平成29年5月8日 ~ 平成30年3月23日	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	63,014,760	埋蔵文化財の価値には高い公共性があり、発掘調査は公共機関もしくは公的機関が実施することとなっているが、県教委にはその体制がなく、県下では公益財団法人滋賀県文化財保護協会が唯一この業務を行うことができる団体である。	2	3イ
文化財保護課	埋蔵文化財発掘調査委託(三上西ノ川原遺跡)	埋蔵文化財発掘調査委託業務(三上西ノ川原遺跡)	平成29年5月19日 ~ 平成30年3月15日	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	71,708,760	埋蔵文化財の価値には高い公共性があり、発掘調査は公共機関もしくは公的機関が実施することとなっているが、県教委にはその体制がなく、県下では公益財団法人滋賀県文化財保護協会が唯一この業務を行うことができる団体である。	2	3イ
文化財保護課	埋蔵文化財発掘調査委託(大津麩寺跡)	埋蔵文化財発掘調査委託業務(大津麩寺跡)	平成29年5月15日 ~ 平成30年3月16日	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	6,341,760	埋蔵文化財の価値には高い公共性があり、発掘調査は公共機関もしくは公的機関が実施することとなっているが、県教委にはその体制がなく、県下では公益財団法人滋賀県文化財保護協会が唯一この業務を行うことができる団体である。	2	3イ

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
文化財保護課	埋蔵文化財整理調査委託(塩津港遺跡)	埋蔵文化財整理調査委託業務(塩津港遺跡)	平成29年6月15日 ~ 平成30年3月15日	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	39,281,760	埋蔵文化財の価値には高い公共性があり、発掘調査は公共機関もしくは公的機関が実施することとなっているが、県教委にはその体制がなく、県下では公益財団法人滋賀県文化財保護協会が唯一この業務を行うことができる団体である。	2	3イ